

添付資料 1

選定日以降 2024 年 9 月 30 日までの審議を行った委員等

(2023 年 6 月 26 日から 2024 年 9 月 30 日まで)

消費者安全調査委員会 製品等事故調査部会(※)

委員長	中川 丈久	部会長	小川 武史
委員長代理	持丸 正明	部会長代理	河村 真紀子
委員	小川 武史	臨時委員	伊藤 崇
委員	河村 真紀子	臨時委員	門脇 敏
委員	小塚 荘一郎	臨時委員	関東 裕美
委員	宗林 さおり	臨時委員	菅谷 朋子
委員	東畠 弘子	臨時委員	水流 聰子
担当専門委員	大野 美喜子	臨時委員	宮崎 祐介
担当専門委員	高木 元也		
有識者	八藤 後猛		

※ 2024 年 10 月 10 日付けで事故調査第一部会に名称変更¹

¹ https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/member/assets/csic_cms201_241010_12.pdf

添付資料2

調査の実施経過

2023年

- 6月29日 第131回調査委員会において事故等原因調査を行う事故として選定
- 7月4日 調査委員会第66回製品等事故調査部会において調査計画について審議
- 7月21日 第132回調査委員会において事故情報及び調査計画について審議
- 8月8日 調査委員会第67回製品等事故調査部会において調査計画について審議
- 9月12日 調査委員会第68回製品等事故調査部会において調査対象の年齢及び転落箇所について審議
- 9月28日 第133回調査委員会において調査対象年齢及び転落箇所について審議
- 10月13日 調査委員会第69回製品等事故調査部会において補助錠取付実験計画について審議
- 10月20日 第134回調査委員会において補助錠取付実験計画審議
- 11月13日 調査委員会第70回製品等事故調査部会において原因及び再発防止策について審議
- 12月12日 調査委員会第71回製品等事故調査部会において原因及び再発防止策について審議
- 12月15日 第136回調査委員会において原因及び再発防止策について審議

2024年

- 1月12日 調査委員会第72回製品等事故調査部会において原因及び再発防止策について審議
- 1月31日 第137回調査委員会において補助錠取付実験結果報告
- 2月13日 調査委員会第73回製品等事故調査部会において原因及び再発防止策について審議
- 2月22日 第138回調査委員会において米国調査計画の審議
- 3月12日 調査委員会第74回製品等事故調査部会において米国調査計画の審議
- 4月16日 調査委員会第75回製品等事故調査部会において調査報告書について審議

4月25日	第140回調査委員会において米国調査結果の報告
5月15日	調査委員会第76回製品等事故調査部会において調査報告書について審議
5月23日	第141回調査委員会において調査報告書について審議
6月4日	調査委員会第77回製品等事故調査部会において経過報告書について審議
6月20日	第142回調査委員会において経過報告を審議・決定
7月2日	調査委員会第78回製品等事故調査部会において調査報告書について審議
7月18日	第143回調査委員会において調査報告書について審議
9月17日	調査委員会第79回製品等事故調査部会において調査報告書について審議
9月26日	第145回調査委員会において調査報告書について審議
10月22日	調査委員会第1回事故調査第一部会において調査報告書について審議
10月30日	第147回調査委員会において調査報告書について審議
11月12日	調査委員会第2回事故調査第一部会において調査報告書について審議
11月27日	第148回調査委員会において調査報告書について審議
12月9日	第149回調査委員会において調査報告書について審議

2025年

1月14日	調査委員会第3回事故調査第一部会において原因及び再発防止策について審議
2月25日	第151回調査委員会において調査報告書について審議
3月11日	調査委員会第4回事故調査第一部会において原因及び再発防止策について審議
3月27日	第152回調査委員会において調査報告書について審議
4月15日	調査委員会第5回事故調査第一部会において調査報告書について審議
4月23日	第153回調査委員会において調査報告書について審議
5月13日	調査委員会第6回事故調査第一部会において調査報告書について審議
5月27日	第154回調査委員会において調査報告書について審議
6月11日	調査委員会第7回事故調査第一部会において調査報告書について審議

6月24日 第155回調査委員会において調査報告書について審議・決定

添付資料3

用語の使い方

報告書の本文中における記述に用いる用語の使い方は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
 - ・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
 - ・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
 - ・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
 - ・・・「可能性が考えられる」
 - ・・・「可能性があると考えられる」

関係法令（抜粋）

1 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

（事故等原因調査）

第二十三条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止（生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。）を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。

2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一 事故等原因に關係があると認められる者（次号及び第三十条において「原因關係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の關係者（以下「生命身体事故等關係者」という。）から報告を徵すること。

二～六 （略）

（原因關係者の意見の聴取）

第三十条 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、原因關係者に対し、意見を述べる機會を与えなければならない。

（報告書等）

第三十一条 調査委員会は、事故等原因調査を完了したときは、当該生命身体事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

2・3 （略）

2 建築基準法令

（1）建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九 （略）

九の二 耐火建築物次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ （略）

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要と

される性能をいう。第二十七条第一項において同じ。) に関する政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) を有すること。

九の三～三十四 (略)

三十五 特定行政庁 この法律の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(2) 建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号)

(屋根ふき材等)

第三十九条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び廣告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2～4 (略)

(屋上広場等)

第一百二十六条 屋上広場又は二階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが一・一メートル以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

2 (略)

第五節 非常用の進入口

(設置)

第一百二十六条の六 建築物の高さ三十一メートル以下の部分にある三階以上の階(不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階又は直下階から進入することができるものを除く。)には、非常用の進入口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一 第百二十九条の十三の三の規定に適合するエレベーターを設置している場合

二 道又は道に通ずる幅員四メートル以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部(直径一メートル以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上及び一・二メートル以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。)を当該壁面の長さ十メートル以内ごとに設けている場合

三 吹抜きとなつてゐる部分その他の一定の規模以上の空間で国土交通大臣が定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であつて、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合

(構造)

- 第一百二十六条の七 前条の非常用の進入口は、次の各号に定める構造としなければならない。
- 一 進入口は、道又は通路その他の空地に面する各階の外壁面に設けること。
 - 二 進入口の間隔は、四十メートル以下であること。
 - 三 進入口の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・二メートル以上及び八十センチメートル以下であること。
 - 四 進入口は、外部から開放し、又は破壊して室内に進入できる構造とすること。
 - 五 進入口には、奥行き一メートル以上、長さ四メートル以上のバルコニーを設けること。
 - 六 進入口又はその近くに、外部から見やすい方法で赤色灯の標識を掲示し、及び非常用の進入口である旨を赤色で表示すること。
 - 七 前各号に定めるもののほか、国土交通大臣が非常用の進入口としての機能を確保するため必要があると認めて定める基準に適合する構造とすること。

3 消防法令

(1) 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

第七条 建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による確認を行う指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同じ。）は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第六条の二第一項の規定による確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認をすることができない。ただし、確認（同項の規定による確認を含む。）に係る建築物が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅（長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。）である場合又は建築主事若しくは建築副主事が建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

② 消防長又は消防署長は、前項の規定によって同意を求められた場合において、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項（同法第八十七条第一項の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関が同法第六条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕（同法第二条第十四号の大規模の修繕をいう。）、大規模の模様替（同法第二条第十五号の大規模の模様替をいう。）若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される同法第六条第一項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。）で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、同法第六条第一項第四号に係る場合にあつては、同意を求められた日から三日以内に、その他の場合にあつては、

同意を求められた日から七日以内に同意を与えて、その旨を当該行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

- ③ 建築基準法第六十八条の二十第一項（同法第六十八条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が第一項の規定によって同意を求められた場合に行う審査について準用する。

（2）消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（消火器具に関する基準）

第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一～四 （略）

五 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物の階（地下建築物にあつては、その各階をいう。以下同じ。）、無窓階（建築物の地上階のうち、総務省令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）又は三階以上の階で、床面積が五十平方メートル以上のもの

（3）消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階）

第五条の五 令第十条第一項第五号の総務省令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階は、十一階以上の階にあつては直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の三十分の一を超える階（以下「普通階」という。）以外の階、十階以下の階にあつては直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル以上及び一・二メートル以上の開口部を二以上有する普通階以外の階とする。

2 前項の開口部は、次の各号（十一階以上の階の開口部にあつては、第二号を除く。）に適合するものでなければならない。

一 床面から開口部の下端までの高さは、一・二メートル以内であること。

二 開口部は、道又は道に通ずる幅員一メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。

三 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。

四 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

4 区分所有法関係

(1) 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）

（定義）

第二条 この法律において「区分所有権」とは、前条に規定する建物の部分（第四条第二項の規定により共用部分とされたものを除く。）を目的とする所有権をいう。

2 この法律において「区分所有者」とは、区分所有権を有する者をいう。

3 この法律において「専有部分」とは、区分所有権の目的たる建物の部分をいう。

4 この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物及び第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物をいう。

5・6 （略）

（共用部分の変更）

第十七条 共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。

2 前項の場合において、共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならない。

（共用部分の管理）

第十八条 共用部分の管理に関する事項は、前条の場合を除いて、集会の決議で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

3 前条第二項の規定は、第一項本文の場合に準用する。

4 （略）

（2）標準管理規約

※ 団地型、複合用途型の引用は省略

ア マンション標準管理規約（単棟型）（最終改正 令和6年6月7日国住参マ第80-2号）

（専有部分の範囲）

第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。

2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。

一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。

二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。

三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。

3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。

（バルコニー等の専用使用権）

第14条 区分所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、一階に面する庭及び屋上テラス（以下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニー等」という。）について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。

2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。

3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。

(敷地及び共用部分等の管理)

第 21 条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、バルコニー等の保存行為（区分所有法第 18 条第 1 項ただし書の「保存行為」をいう。以下同じ。）のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。

2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。

((ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合の規定文言を中略)

3 区分所有者は、第 1 項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を受けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。ただし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。

4 前項の申請及び承認の手続については、第 17 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を準用する。ただし、同条第 5 項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第 6 項中「第 1 項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事」とあるのは「第 21 条第 3 項の承認を受けた保存行為後に、当該保存行為」と読み替えるものとする。

5 第 3 項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った区分所有者が負担する。

6 理事長は、災害等の緊急時においては、総会又は理事会の決議によらずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行うことができる。

(窓ガラス等の改良)

第 22 条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。

((ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合の規定文言を中略)

2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担において実施することができる。

3 前項の申請及び承認の手続については、第 17 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を準用する。ただし、同条第 5 項中「修繕等」とあるのは「第 22 条第 2 項の工事」と、同条第 6 項中「第 1 項の承認を受けた修繕等の工事」とあるのは「第 22 条第 2 項の承認を受けた工事」と読み替えるものとする。

イ 標準管理規約（単棟型）コメント（最終改正 令和6年6月7日国住参マ第80-2号）

第21条関係

① 第1項及び第3項は、区分所有法第18条第1項ただし書において、保存行為は、各共有者がすることができると定められていることに対し、同条第2項に基づき、規約で別段の定めをするものである。

② 駐車場の管理は、管理組合がその責任と負担で行う。

③ バルコニー等の管理のうち、管理組合がその責任と負担において行わなければならないのは、計画修繕等である。

④ 本条第1項ただし書の「通常の使用に伴う」保存行為とは、バルコニーの清掃や窓ガラスが割れた時の入替え等である。

⑤ バルコニー等の経年劣化への対応については、③のとおり管理組合がその責任と負担において、計画修繕として行うものである。

ただし、バルコニー等の劣化であっても、長期修繕計画作成ガイドラインにおいて管理組合が行うものとされている修繕等の周期と比べ短い期間で発生したものであり、かつ、他のバルコニー等と比較して劣化の程度が顕著である場合には、特段の事情がない限りは、当該バルコニー等の専用使用権を有する者の「通常の使用に伴う」ものとして、その責任と負担において保存行為を行うものとする。なお、この場合であっても、結果として管理組合による計画修繕の中で劣化が解消されるのであれば、管理組合の負担で行われることとなる。

⑥ バルコニー等の破損が第三者による犯罪行為等によることが明らかである場合の保存行為の実施については、通常の使用に伴わないものであるため、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、同居人や賃借人等による破損については、「通常の使用に伴う」ものとして、当該バルコニー等の専用使用権を有する者がその責任と負担において保存行為を行うものとする。

（中略）

⑧ 第3項ただし書は、例えば、台風等で住戸の窓ガラスが割れた場合に、専有部分への雨の吹き込みを防ぐため、割れたものと同様の仕様の窓ガラスに張り替えるというようなケースが該当する。また、第5項は、区分所有法第19条に基づき、規約で別段の定めをするものである。

承認の申請先等は理事長であるが、承認、不承認の判断はあくまで理事会の決議によるものである（第54条第1項第五号参照）。

⑨ 区分所有法第26条第1項では、敷地及び共用部分等の保存行為の実施が管理者（本標準管理規約では理事長）の権限として定められている。第6項では、災害等の緊急時における必要な保存行為について、理事長が単独で判断し実施できることを定めるものである。災害等の緊急時における必要な保存行為としては、共用部分等を維持するための緊急を要する行為又は共用部分等の損傷・滅失を防止して現状の維持を図るための比較的軽度の行為が該当する。後者の例としては、給水管・排水管の補修、共用部分等の被災箇所の点検、破損箇所の小修繕等が挙げられる。この場合に必要な支出については、第58条第6項及びコメント第58条関係⑤を参照のこと。

⑩ 災害等の緊急時において、保存行為を超える応急的な修繕行為の実施が必要であるが、総会の開催が困難である場合には、理事会においてその実施を決定することができることとしている

(第54条第1項第十号及びコメント第54条関係①を参照。)。しかし、大規模な災害や突発的な被災では、理事会の開催も困難な場合があることから、そのような場合には、保存行為に限らず、応急的な修繕行為の実施まで理事長単独で判断し実施することができる旨を、規約において定めることも考えられる。更に、理事長をはじめとする役員が対応できない事態に備え、あらかじめ定められた方法により選任された区分所有者等の判断により保存行為や応急的な修繕行為を実施することができる旨を、規約において定めることも考えられる。なお、理事長等が単独で判断し実施することができる保存行為や応急的な修繕行為に要する費用の限度額について、予め定めておくことも考えられる。

⑪ 第6項の災害等の緊急時における必要な保存行為の実施のほか、平時における専用使用権のない敷地又は共用部分等の保存行為について、理事会の承認を得て理事長が行えることや、少額の保存行為であれば理事長に一任することを、規約において定めることも考えられる。その場合、理事長単独で判断し実施することができる保存行為に要する費用の限度額について、予め定めておくことも考えられる。

第22条関係

① 窓枠、窓ガラス及び玄関扉（玄関扉にあっては、錠及び内部塗装部分を除く。以下「開口部」という。）については、第7条第2項第二号及び第三号において専有部分に含まれないこととされていること、専有部分に属さない「建物の部分」については、第8条に基づく別表第2において共用部分とされていることから、開口部は共用部分として扱うこととなる。

② また、区分所有法は、その形状又は効用の著しい変更を伴わない共用部分の変更について、集会の普通決議により決することを定めている。

③ 第1項は、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上のため行われる開口部の改良工事については、原則として、他の共用部分と同様に計画修繕の対象とすべき旨を規定したものである。

④ 第2項は、開口部の改良工事については、治安上の問題を踏まえた防犯性能の向上や、結露から発生したカビやダニによるいわゆるシックハウス問題を改善するための断熱性の向上等、一棟全戸ではなく一部の住戸において緊急かつ重大な必要性が生じる場合もあり得ることに鑑み、計画修繕によりただちに開口部の改良を行うことが困難な場合には、専有部分の修繕等における手続と同様の手続により、各区分所有者の責任と負担において工事を行うことができるよう規定したものである。

承認の申請先等は理事長であるが、承認、不承認の判断はあくまで理事会の決議によるものである（第54条第1項第5号参照）。

⑤ また、第2項及び第3項は、マンションでは通常個々の専有部分に係る開口部（共用部分）が形状や材質において大きく異なるような状況は考えられないことから、当該開口部の改良工事についてもその方法や材質・形状等に問題のないものは、施工の都度総会の決議を求めるまでもなく、専有部分の修繕等における手續と同様の手續により、各区分所有者の責任と負担において実施することを可能とする趣旨である。承認申請の対象範囲、審査する内容等の考え方については、別添2を参照されたい。

⑥ 「共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事で

あって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するもの」の工事の具体例としては、防犯・防音・断熱性等により優れた複層ガラスやサッシ等への交換、既設のサッシへの内窓又は外窓の増設等が考えられる。

- ⑦ 本条の規定のほか、具体的な工事内容、区分所有者の遵守すべき事項等詳細については、細則に別途定めるものとする。その際、上述の別添2の内容についても、各マンションの実情に応じて、参考にするとともに、必要に応じて、専門的知識を有する者の意見を聴くことが望ましい。
- ⑧ 申請書及び承認書の様式は、専有部分の修繕に関する様式に準じて定めるものとする。

子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）（抜粋）

【本編Ⅱ】子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準 17 ページ

「専用G：窓及び窓サッシ」

専用G①：バルコニーに面する窓は子どもが勝手に入れない構造とする

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 小さな子どもがひとりで勝手にバルコニーに入れないよう
にするため、バルコニーに面する窓のクレセント錠は次のい
ずれかとする（写真Ⅱ.5）。

- i) ダイヤル錠
- ii) 子どもの手の届かない高い位置※に補助錠を設置する。
※一般的には、床上 1,500mm 程度以上の高さが想定される。



写真Ⅱ.5

2か所（1か所は小さな子どもの手の届かない
高さ）に取り付けられたクレセント錠

専用G②：転落の防止に効果的な手すりを設ける（2階以上の窓の場合）

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- 2階以上の窓（バルコニーに面している掃き出し窓等は除く。）には、子どもの乗り越え等による
転落の危険を防止するための手すり（柵）を設置する。
- 転落防止のための手すりは、次のような構造のものとする。
 - i) 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが 650mm 以
上 800mm 未満の場合は、床面から 1,100 mm 以上の高さに達するように設置する。
 - ii) ただし、腰壁、窓台等子どもの足がかりとなる部分（高さが 300 mm 以上 650 mm 未満の部分。
以下「腰壁等」という。）がある場合については、腰壁等から 800 mm 以上の高さに達するよう設
置する。
 - iii) 手すり子の相互の間隔は、窓台等（窓台等の高さが 650mm 未満の場合に限る。）からの高さ
が 800mm 以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 110 mm
以下とする。
 - iv) 手すりの最下部と窓台の間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で 90 mm 以下とする。

[日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級]

・[9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）] の手すりに関する評価基準において等級 2 以上

【本編Ⅱ】子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準35ページ以下
「専用V：バルコニー」

専用V②：手すりは転落の防止に効果的な構造とする

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【乳児期～小学生低学年】

- バルコニーに子どもの転落を防止するために設置される手すりは、次のような構造のものとする（写真Ⅱ.53）。

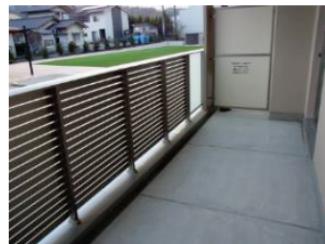
- i) 手すりの形状は、子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。
ii) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。

ア)腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方（以下「床面等との距離」という。）が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。

イ)腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。

ウ)腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合
は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。

- iii) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁（腰壁の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。
- iv) 手すりの最下部とバルコニー床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で90mm以下とする。



写真Ⅱ.53
バルコニーの転落防止に配慮された手すり

【日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級】

・[9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）]の段差に関する評価基準において等級5以上

- また、子ども（幼児等）のよじ登りを防ぐために、手すりの上部を内側に折れ曲がって傾斜した構造とすることや、手すり上部の笠木を子どもの手のひらよりも大きい径の円筒形とすることなどが効果的と考えられる。

専用V③：安全な位置に室外機置場等の設置スペースを確保する

テーマ(3) 転落による事故を防止する 【幼児前期～小学生低学年】

- 室外機や資源用ゴミ箱等が、子ども（幼児等）がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。

- i) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置（住宅の壁・窓側の位置）に、指定の設置場所を確保する（写真Ⅱ.54）。
- ii) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。



写真Ⅱ.54
手すりからの離隔距離を確保した
室外機置場

米国ニューヨーク市調査報告

1 実施概要

調査期間	2024年3月18~22日
調査内容	住宅見学、有識者ヒアリング等

2 調査結果

(1) ニューヨーク市における取組の経緯及び効果

1965～1969年の間に、ニューヨーク市では、200人以上の子どもが転落事故により死亡していた。

1972年、ニューヨーク市は、窓からの子どもの転落を防止するため、「Children Can't Fly」というキャンペーンを開始した。試験的な取組として、任意の情報収集、事故防止の教育及び製品の無料配布という三つを主要とする施策を実施した。1973～1975年の3年間で、転落による死傷者が大幅に減少した。試験的な取組の成功を受け、1976年、10歳以下の子どもが居住する共同住宅の窓に開放制限装置を設置することを義務化した。

しかし、実際には開放制限装置が設置されていない状況が続き、1983～1987年の間は、100～120件の転落事故が起きていた。

1986年、マンション居住者に対して、マンション所有者には開放制限装置の設置義務があること、10歳以下の子どもが居住しているかどうかを確認する義務があることを通知した。また、マンションの理事会が提訴された事件があり、マンションの理事会が積極的に転落事故防止に真剣に取り組むようになった。このようなことから、規制の実効性が高まっていった。1987年から1995年にかけ、子どもの窓からの転落死亡事故が年0～2件に減少した。2023年は9件の転落事故があり、死亡事故は2件であった。

(2) 義務の内容

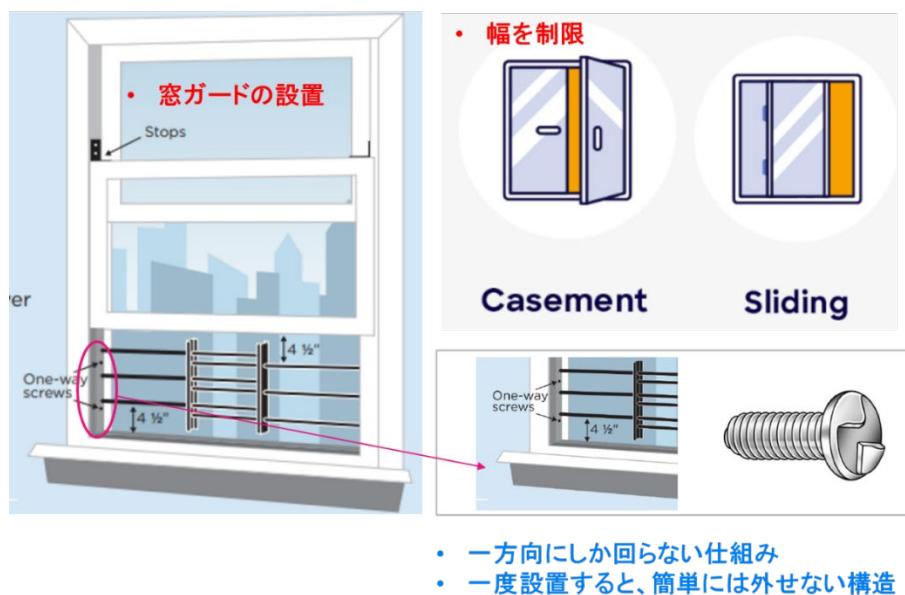
ア 義務の主体

開放制限装置の設置義務を負う者は、共同住宅の所有者、管理者、賃借人等（所有者、管理人、賃借人、（これらの）代理人、その他集合住宅を管理又は支配するもの（分譲マンションの所有者及び共同所有組合の役員を含むがこれに限られない。））である。

イ 窓ガード

① 設置要件・仕様¹

- ・ 非常階段に通じる窓、緊急脱出用の窓及びエアコンが常設かつ安全に設置されている窓を除き、アパートの全ての窓に設置すること。
- ・ 固定され、恒久的に設置されていること。
- ・ 窓がどの方向にも 4.5 インチ以上開かないようにすること。
- ・ 窓ガードがないスペースが 4.5 インチ以上ないこと。測定ツールを使って確認すること。
- ・ 150 ポンドの重さに耐えられること。
- ・ ニューヨーク市保健局の承認番号があること。



図表 窓ガードの仕様（ニューヨーク市 HP 公表資料²を事務局にて抜粋加工）

¹ section12-10 Specifications for Window Guards for Double Hung Windows.

section12-11 Specifications for Window Guards for Other Than Double Hung Windows.

² <https://www.nyc.gov/site/doh/health/health-topics/window-guards.page>

ウ 子ども同居有無の確認

所有者等と居住者の間で、入居時とその後1年に1回、子どもの同居の有無を確認しなければならない。



FOR USE AS OF JANUARY 1, 2024

To: Tenant
From: Landlord/Building Owner
Date: / /

PROTECT YOUR CHILD FROM LEAD POISONING AND WINDOW FALLS

Annual Notice

New York City law requires that tenants living in buildings with rental units complete this form and return it to their landlord before **February 15**, each year. **If you do not return this form, your landlord is required to visit your home to determine if a child resides in your home.**

Peeling Lead Paint

By law, your landlord is required to inspect your home for peeling paint and other lead paint hazards at least once a year if a child 5 years or younger lives with you or routinely spends 10 or more hours each week in your home.

- You must notify your landlord in writing if a child 5 years or younger comes to live with you during the year or routinely spends 10 or more hours each week in your home.
- If a child 5 years or younger lives with you or routinely spends 10 or more hours each week in your home, your landlord must inspect your home and provide you with the results of these paint inspections.
- Your landlord must use safe work practices to repair all peeling paint and other lead paint hazards.
- **Always report peeling paint to your landlord. Call 311 if your landlord does not respond or if the repair work is creating dust to which you are exposed.**

These notice and inspection requirements apply to buildings with rental units built before 1960. They also apply to such buildings built between 1960 and 1978 if the landlord knows that lead paint is present.

Window Guards

By law, your landlord is required to install window guards in all of your windows if a child 10 years or younger lives with you, OR if you request window guards (even if no children live with you).

- It is against the law for you to interfere with installation, or remove window guards where they are required. Air conditioners in windows must be permanently installed.
- Window guards must be installed so there is no space greater than 4½ inches above or below the guard, on the side of the guard, or between the bars.
- ONLY windows that open to fire escapes, and one window in each first floor apartment when there is a fire escape on the outside of the building, are legally exempt from this requirement.

These requirements apply to all buildings with three or more apartments, regardless of when they were built.

Fill out and detach the bottom part of this form and return it to your landlord.

Please check all boxes that apply:

- A child 5 years or younger lives in or routinely spends 10 or more hours each week in my home or apartment.
 A child 10 years or younger lives in my home and:
 Window guards are installed in all windows as required.
 Window guards need repair.
 Window guards are NOT installed in all windows as required.
 No child 10 years or younger lives in my home:
 I want window guards installed anyway.
 I have window guards, but they need repair.

Last Name

First Name

Middle Initial

Street Address

Apt.#

City

State

ZIP Code

Signature

Date

Telephone Number

Deadline for return: February 15, 2024

Return form to landlord or managing agent. Call 311 for more information about preventing lead poisoning and window falls.

Approved 10.23.2023

図表 子どもの同居有無を確認する書面³

³ <https://www.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/lead/lead-annual-notice.pdf>

(3) 米国全土に拡大していない理由

米国全土に拡大していない理由を現地調査にてヒアリングしたところ、主な理由は下記のようなものであった。

- ・ 義務化は自治体（州、郡及び市）レベルで決定される事柄であり、国レベルでの義務化は非常に難しい。
- ・ 対策費用は物件オーナー負担であるところ、物件オーナーが費用負担することに抵抗している。
- ・ 他に優先すべき課題がある。
- ・ 高層住宅のない地域では転落の危険性が注目されていない。
- ・ 消防活動に支障が生じる懸念がある。
- ・ 眺望が阻害される。

(4) 日本との住宅事情等の違い

ニューヨーク市、米国と日本の住宅事情等の違いを現地調査にてヒアリングしたところ、主な違いは下記のようなものであった。

- ・ 湿気が少なく、そもそも窓を開放する必要性が低い。
- ・ ベランダを設置することが少ない。
- ・ 窓格子は見栄えが悪いとの理由で設置されないことがある。
- ・ ニューヨーク市の窓は、垂直方向に動く上げ下げ窓が多い。日本の窓は、水平方向に開け閉めする引き違い窓が多い。
- ・ 賃貸住宅であっても、住宅に穴を開けることが許容されている。
- ・ 米国では親が必ず子どもの近くにいて、親の監督の元にいるというのが前提となっている。子どもを1人にしたら児童虐待で逮捕される場合もある。

補助錠と窓サッシとの適合性評価実験及びアンケート

※ いずれの実験においても防犯目的等で市販されている製品を使用したもの、いずれの実験の実施及び結果も転落防止用以外の製品の転落防止用への転用を推奨するものではない。

1 実施要領

期間	2023年12月20日～2023年12月22日
場所	独立行政法人国民生活センター相模原事務所
実験協力者	21人（女性15人、男性6人） (子育て経験がない者を含む。)
供試体	補助錠20種類、サッシ5種類

2 窓サッシとの適合性

補助錠と各種サッシの適合性を評価するモニター実験を実施したところ、次のような適合しない例があった（2以下の詳細は後記）。

- ・ 隙間が小さく取り付けられなかった。
- ・ 取付けが困難であった。
- ・ サッシの仕様によっては片側が開いてしまった。
- ・ 数回の開閉で外れてしまった。
- ・ サッシが変形した。

3 補助錠に対する懸念点及び製品全般に対する要望

実施協力者に自由記述形式のアンケートを実施したところ、次のような意見があった。

(1) 補助錠に対する懸念点

- ・ 取り付けるのが面倒である。
- ・ （引き違い窓の左右に取り付けるタイプの補助錠）二つの補助錠の操作は面倒である。
- ・ 頻繁に開閉する窓には向きだと思う。
- ・ 換気しにくくなる。
- ・ 転落防止と避難の両立はどうしたらよいのか。
- ・ 取り外した際に落としてしまうと危険ではないか。

- ・ 子どもは窓を勢いよく開閉することがあり、外れたり、壊れたりしないか懸念がある。
- ・ 金属製の製品には、窓のサッシが傷ついてしまうのではないかという懸念がある。
- ・ 見た目がよくない。
- ・ (窓サッシの下部に取り付けるタイプの補助錠) 掃き出し窓に取り付けた際に製品を踏んでしまいそうな気がする。
- ・ (鍵付きの補助錠) 鍵を紛失するおそれがある。
- ・ (鍵付きの補助錠) 緊急時に鍵を見つけることができず、逃げ遅れてしまうおそれがある。
- ・ (開閉するためのツマミを取り外すことができる補助錠) 子どもがツマミを口に入れてしまうのではないか。
- ・ (開閉するためのツマミを取り外すことができる補助錠) ツマミの操作が面倒である。
- ・ (開閉するためのツマミを取り外すことができる補助錠) ツマミを紛失するおそれがある。
- ・ (ガラスに貼り付けるタイプの補助錠) 目立ってしまうのが気になる。

(2) 製品全般に対する要望

【利便性】

- ・ 保護者が施錠・解錠に手間を感じにくいことが実際に対策を続けるポイントになると思う。
- ・ 遠隔でも施錠状況が確認できるとよい。
- ・ 設置や操作が分かりやすいものがよい。
- ・ ネジやツマミなどパーツが分かれるものは失くしてしまうおそれがあるため、パーツが分かれないものがよいと思う。
- ・ 使用できる窓のタイプや使用上の注意が分かりやすく説明されているとよい。

【強度・解錠難易等】

- ・ 強度が必要である。
- ・ 簡単に取り付けることができ、しっかりと固定されるものがよい。
- ・ 子どもには簡単に取り外すことができず、大人には設置や操作が容易なものがよい。
- ・ ベランダ側からも操作可能だとよい。
- ・ 子どもの手が届かない位置に取り付けることができる製品がよい。

【デザイン】

- ・ デザイン性を重視した製品を作つてほしい。
- ・ 自宅のインテリアになじみ、賃貸物件自体やその窓を傷つけることなく使用できるものがよい。
- ・ 取り付けたくなるような製品でなければ、普及しないと思う。
- ・ 部屋に溶け込むような配色のものがよい。
- ・ 子どもが興味を持ちにくいよう、目立たないデザインがよい。

実験の詳細

1 実験に用いた補助錠及びサッシ

(1) 補助錠

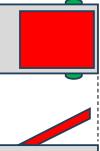
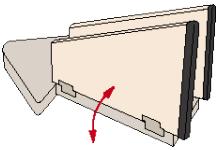
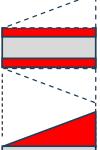
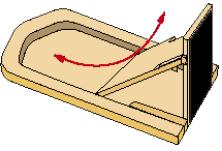
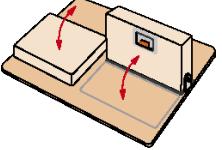
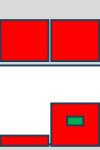
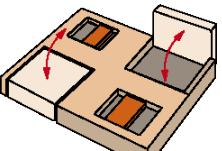
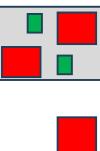
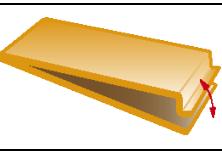
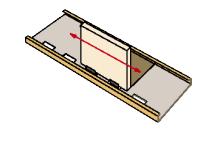
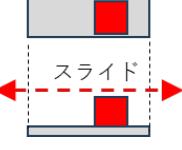
〈レール取付けタイプ（R3、R8、K4は欠番）〉

※ 施錠の仕組みの図中、赤：可動の押し広げ部、緑：操作部

	外観	施錠の仕組み	操作
R1			<ul style="list-style-type: none"> レバーを下げながら締め付けて固定し、施錠する。 解錠は、レバーアクションのフックを上げて本体を外す。
R2	(R1 を小型にしたもの)		
R4			<ul style="list-style-type: none"> ツマミを回し、締め付けて固定し、施錠する。 解錠は、ツマミを回して外す。
R5			<ul style="list-style-type: none"> 専用レンチで六角穴を回し、締め付けて固定し、施錠する。 解錠は、六角穴を回して外す。
R6			<ul style="list-style-type: none"> ダイヤルを回し、締め付けて固定し、施錠する。 解錠は、ダイヤルを回して外す。 <p>※ダイヤルは取外しが可能であり、鍵の機能がある。</p>
R7			<ul style="list-style-type: none"> ツマミを回し、締め付けて固定し、施錠する。 解錠は、操作ボタンを押しながらツマミを回す。
R9			<ul style="list-style-type: none"> ツマミを回し、締め付けて固定し、施錠する。 解錠は、フックを下方に引きながらツマミを回す。

〈ガラス取付けタイプ〉

※ 施錠の仕組みの図中、赤：戸当たり部、緑：操作部

	外観	施錠の仕組み	操作
G1			<ul style="list-style-type: none"> 上下のボタンを同時に押して施錠する（バネで戸当たり部が立ち上がる）。 解錠は、立ち上げた戸当たり部を押す。
G2			<ul style="list-style-type: none"> 戸当たり部を立ち上げて施錠する。 施錠は、立ち上げた戸当たり部を平坦にする。
G3			<ul style="list-style-type: none"> 戸当たり部をスライドさせて立ち上げて施錠する。 解錠は、立ち上げた戸当たりを平坦にする。
G4			<ul style="list-style-type: none"> 戸当たり部を立ち上げて施錠する。 解錠は、ツマミ引きながら立ち上げた戸当たり部を平坦にする。 <p>※二つの独立可動の戸当たり部により、全閉と10cm程度の開口制限が可能。</p>
G5			<ul style="list-style-type: none"> ボタンをスライドして戸当たり部を立ち上げて施錠する。 解錠は、ボタンをスライドさせながら立ち上げた戸当たり部を平坦にする。 <p>※二つの独立可動の戸当たり部により、全閉と10cm程度の開口制限が可能。</p>
G6			<ul style="list-style-type: none"> バネで戸当たり部が常に立ち上がっていいる状態（施錠された状態）。 解錠は、戸当たり部を押す。
G7			<ul style="list-style-type: none"> 戸当たり部をスライドさせ所望の位置で立ち上げて施錠する。 解錠は、立ち上げた戸当たり部を平坦にする。 <p>※戸当たり部がスライドし、10cm程度まで段階的に開口制限が可能。</p>

〈かまち取付けタイプ〉

※ 施錠の仕組みの図中、赤：戸当たり部、緑：操作部

	外観	施錠の仕組み	操作
K1			<ul style="list-style-type: none"> 戸当たり部を押し、立ち上げて施錠する。 解錠は、戸当たり部を押して平坦にする。
K2			<ul style="list-style-type: none"> 戸当たり部をスライドし、立ち上げて施錠する。 解錠は、戸当たり部をスライドして平坦にする。
K3			<ul style="list-style-type: none"> ツマミをひねり、戸当たり部をスライドさせて施錠する。 解錠は、ツマミをひねりながら、外側に外す。 <p>※戸当たり部がスライドし、10cm程度まで段階的に開口制限が可能。</p>
K5			<ul style="list-style-type: none"> ダイヤルを回しながら戸当たり部をスライドさせて施錠する。 解錠は、ダイヤルを回しながら、外側に外す。 <p>※戸当たり部がスライドし、10cm程度まで段階的に開口制限が可能。</p>
K6			<ul style="list-style-type: none"> K5の幅を広くして、かまちとガラスの境目に両者にまたがって取り付けるもので、操作は同様。
K7			(K5のスライド長さを短くしたもので操作は同様)

(2) サッシ

ビル用サッシ		住宅用サッシ	
サッシA	サッシB	掃き出し窓	腰窓
			

〈ビル用サッシ：レール部の形状〉

断面	ビル用サッシA		ビル用サッシB	
	ドブ溝状(上側)	平坦状(下側)	レール状(上側)	階段状(下側)
断面				

〈住宅用サッシ：レール部の形状〉

断面	掃き出し窓		腰窓	
	レール状(上側)	階段状(下側)	レール状(上側)	階段状(下側)
断面				

2 評価方法

- 実験協力者は、補助錠付属の取扱説明書を読んでいない状態で補助錠を取り付ける。ただし、不明点を事故調査室員に尋ねてもよい。
- 6段階評価（最も高い評価は6、最も低い評価は1）

サッшин名 () 補助錠No. () モニターNo.()																	
<p>Q1：施錠/解錠の操作は、複雑ですか、それとも容易ですか？</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>非常に複雑</td> <td>複雑</td> <td>どちらかというと やや複雑</td> <td>どちらかというと やや簡単</td> <td>簡単</td> <td>非常に簡単</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">【自由記入欄】※どのように複雑なのか など</div>						非常に複雑	複雑	どちらかというと やや複雑	どちらかというと やや簡単	簡単	非常に簡単	1	2	3	4	5	6
非常に複雑	複雑	どちらかというと やや複雑	どちらかというと やや簡単	簡単	非常に簡単												
1	2	3	4	5	6												
<p>Q2：施錠/解錠の操作は、力が必要ですか？</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>非常に大きな力が 必要</td> <td>大きな力が必要</td> <td>どちらかというと やや力が必要</td> <td>どちらかというと ほぼ力は必要ない</td> <td>力は必要ない</td> <td>力は全く必要ない</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">【自由記入欄】※何をするときにどれくらいの力が必要だったか など</div>						非常に大きな力が 必要	大きな力が必要	どちらかというと やや力が必要	どちらかというと ほぼ力は必要ない	力は必要ない	力は全く必要ない	1	2	3	4	5	6
非常に大きな力が 必要	大きな力が必要	どちらかというと やや力が必要	どちらかというと ほぼ力は必要ない	力は必要ない	力は全く必要ない												
1	2	3	4	5	6												
<p>Q3：施錠されている状態が見て分かりますか？(ガラス取付けタイプ、かまち取付タイプのみ)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>見てまったく分か らない</td> <td>見てわかるが分か りにくい</td> <td>どちらかというと 見て分かりにくい</td> <td>どちらかというと 見て分かりやすい</td> <td>見て分かりやすい</td> <td>一目見てすぐ分か る</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">【自由記入欄】※小さくて見えにくい など</div>						見てまったく分か らない	見てわかるが分か りにくい	どちらかというと 見て分かりにくい	どちらかというと 見て分かりやすい	見て分かりやすい	一目見てすぐ分か る	1	2	3	4	5	6
見てまったく分か らない	見てわかるが分か りにくい	どちらかというと 見て分かりにくい	どちらかというと 見て分かりやすい	見て分かりやすい	一目見てすぐ分か る												
1	2	3	4	5	6												
<p>Q4：この補助錠であれば、あなたの家で使ってもよいと思いますか？</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>絶対に使いたくな い</td> <td>使いたくない</td> <td>どちらかというと あまり使いたくな い</td> <td>どちらかというと まあ使ってもよい</td> <td>使ってもよい</td> <td>ぜひとも使いたい</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">【自由記入欄】※理由をお聞かせください (機能、見た目、扱いやすさなど)</div>						絶対に使いたくな い	使いたくない	どちらかというと あまり使いたくな い	どちらかというと まあ使ってもよい	使ってもよい	ぜひとも使いたい	1	2	3	4	5	6
絶対に使いたくな い	使いたくない	どちらかというと あまり使いたくな い	どちらかというと まあ使ってもよい	使ってもよい	ぜひとも使いたい												
1	2	3	4	5	6												

質問票

3 評価結果

(1) レール取付けタイプ

ア ビル用サッシ

① ビル用サッシA

このタイプのサッシに合わない補助錠があるという現実に驚いた。至急改良が必要。(5人)
左右両方の戸を止めるためには二個セットでないと効果がない。意味がない。(4人)
サッシのメーカーと補助錠のメーカーとのコミュニケーション不足。協力して有効な対策を取るようにしてほしい。(4人)
補助錠を取り付けた右側の窓は開かないが、左側は開いてしまうため、使用に適さない。(3人)
一部のサッシには補助錠が取り付けられないことに驚いた。今後はサッシにあらかじめチャイルドロックが付いていることが望ましい。(3人)
サッシの形状が特殊で、まったく取り付けることができなかつた。消費者が自宅のサッシに取り付けることのできる製品なのかどうか、購入前に確認できるとよい。(2人)
付けたくなるものを作らなければ広まらない。人間工学を学んでいる学生などに作ってもらってはどうか。(1人)
サッシ自体の気密性は高そうだが、補助錠が取り付けられないのは問題。(1人)

② ビル用サッシB

〈自由記入欄〉

R1	改 良 点	・コツを掴めば簡単だが、コツを掴むまではちょっと迷う。(7人)
		・ストッパーの調整に注意が必要かもしれない。(4人)
		・取付けも取外しも簡単だったが、上に付けるか下に付けるか迷いそう。(1人)
R2	よ い 点	・容易に取り付けられる。(5人)
		・幅があり、固定しやすい。力も入れやすくて便利。(4人)
		・カチッとはまるので分かりやすい。(2人)
		・部品が落ちてきそうな不安がない。(1人)
R2	改 良 点	・サッシの幅に合わせて広げながら固定する必要があるため、慣れるまでは大変かもしれない。(5人)
		・仕組みが分かれば簡単だが、コツが必要。(5人)
		・パッと見ただけでは、どうやって付けるのかが分からない。(3人)
		・バネが勝手に開くので楽。(1人)
	よ い	・小さな窓であれば強度の問題はない。(1人)

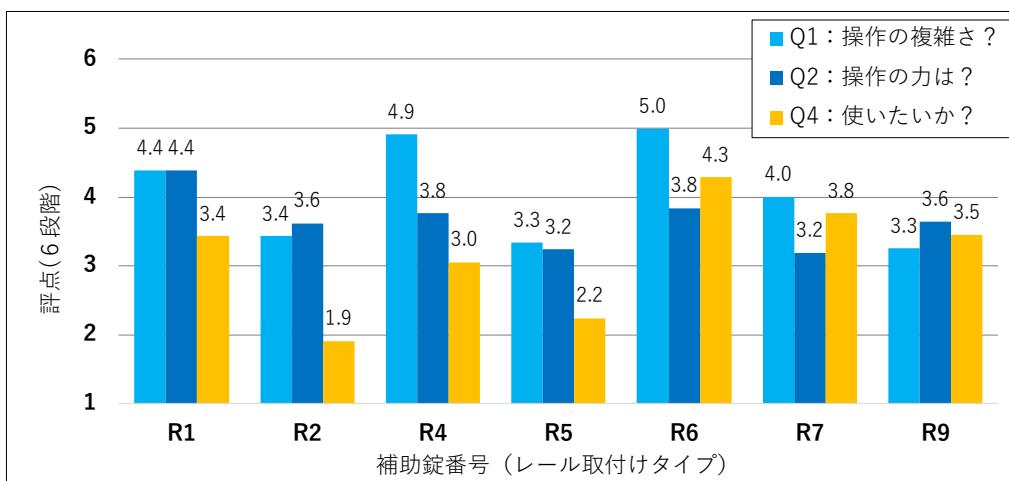
	点	<ul style="list-style-type: none"> ・扱いやすい。(1人) ・シンプルなのはよい。(1人)
	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤルをどちらに回せば幅が広がるのかが分かりにくい。(2人) ・しっかり締めるためにはある程度の力が必要。(2人) ・小さな道具を使わなければならない。(1人)
R4	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・取外しがしやすく、安定感もある。(7人) ・簡便で確実なのは利点。(4人) ・扱いやすい。(3人) ・直感で設置方法が分かる。(1人) ・軽いので万が一落ちても危なくない。(1人) ・このサッシには最適。(1人) ・ゴムがついていてガラスが傷つきにくい。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・出っ張りがあり、足を引っ掛けそう。(7人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・鍵を失くしそう。(6人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・どこまで締めればいいのかが分からなかった。(5人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・鍵を回すところのツマミが小さくて握りにくい。(5人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からドライバーなどの工具を扱い慣れていないと、鍵を水平に差し込むのが難しい。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・鍵の作りが単純で、操作が分かりやすい。(2人) ・窓の上部だと取外しに手間がかかるため、下部に使えるのはありがたい。(1人) ・十分な強度があり、固定の際の締付けが簡単。(1人) ・サイズが大きいので、施錠されていることが分かりやすい。(1人) ・ネジの取外しが可能な点はよい。(1人) ・ゴムがついていてガラスが傷つきにくいので、賃貸でも使いやすい。(1人)
R5	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵を失くしそう。(10人) ・握る部分が滑りやすく、締めにくく感じた。(1人) ・緊急避難時に鍵が見つからず、逃げ遅れる可能性がある。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・扱いやすい。(5人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・固定しやすく、付けた後の安全度が高い。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・下部に使えるのは取外しがしやすく、ありがたい。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・鍵がないと開けられないので安全。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・取外しが簡単。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・直感的に取り付けられる。(1人)
R6	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・開錠時にストッパーを押さえながら回すのが難しい。(5人) ・回す時のロックが小さいため、上部に取り付けるのが難しい。(4人) ・解除レバーは普通の力では動かない(課題でもあり、よい点でもある)。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助錠自体に重さがあるため、強度はあると思う。(2人)

	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい。(2人) ・子どもには簡単には外せない。(2人) ・余計な付属品がないのでストレスがない。(1人) ・作りが頑丈。(1人) ・子ども対策があってよい。(1人)
R9	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・サッシの形状によっては取り付けることができないケースがある。(5人) ・きちんと引っ掛けたかどうかが分からぬ。(4人) ・サッシの上部(見えない)に引っ掛けるのが難しい。(2人) ・見えないところに引っ掛けるのは至難の業。(1人)
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルで、窓に付けやすい。(1人) ・頑丈そう。(1人)

イ 住宅用サッシ

① 掃き出し窓

〈評価結果〉



〈自由記入欄〉

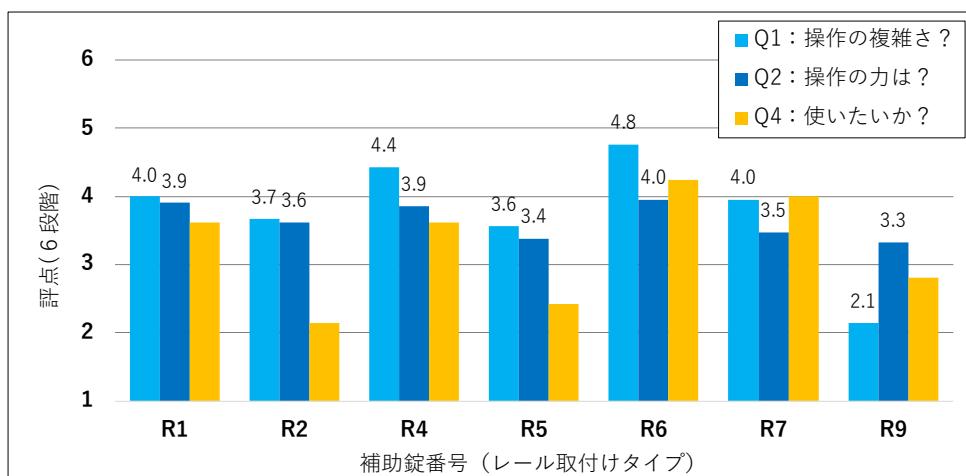
	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・しっかりと付けるのに、コツが必要。(6人) ・効果が不安定。グラつく。(4人) ・素材がプラスチックなので、強度に問題がある。(1人) ・施錠の仕組みを理解するのに時間がかかった。(1人)
R1	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルかつ頑丈で安心。(3人) ・カチッと取り付けた感があり、安心。(2人) ・一度の操作で両方の窓が止められるのはよい。(1人)
R2		・ホールド力が弱い。(7人)

		<ul style="list-style-type: none"> ・きちつとはめ込むのが難しい。(5人) ・開閉時に鍵がずれるので、ちょっと不安。(4人) ・色が地味、もっと分かりやすい鮮やかな色がよいと思う。(1人)
	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・取り付けやすい。しかしその分、強度に不安がある。(1人) ・バネ式なので楽。(1人)
	改 良 点	<ul style="list-style-type: none"> ・施錠の確実性に疑問がある。サッシの奥まで届いていない。(2人) ・腰窓ならよいが、上方に付けるため、掃き出し窓だと使わなくなってしまう。(1人)
R4	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便で、強度もある。(7人) ・小さい子どもが開錠しにくい。(1人) ・鍵が一体なのがよい。(1人) ・直感的に取り付けられる。(1人)
R5	改 良 点	<ul style="list-style-type: none"> ・回すためのツマミを失くしてしまいそう。(6人) ・ネジ穴が浅いので、ツマミが外れやすかった。(4人) ・鍵を回すときに、窓の下の形状により回しやすさに差が出る。(3人) ・六角レンチの扱いに慣れていないと難しい。足元の危険もある。(2人) ・金属の出っ張りがあり、引っ掛かる心配がある。(2人) ・ツマミが回しにくい。(2人) ・小さい子がツマミを口に入れると。(1人)
	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・専用ドライバーがないと開けられないので安全。(1人)
R6	改 良 点	<ul style="list-style-type: none"> ・回すためのツマミを失くしてしまいそう。(6人) ・しっかりと締めると、サッシがミシミシと軋んだ。(1人)
	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵のカバーを外すと子どもには開けられない。(4人) ・下部に簡単に、しっかりと付けられるのがよい。(3人) ・強度がある。(1人) ・ツマミが回しやすい。(1人) ・シンプルかつ鍵付きでよい。(1人) ・直感的に取り付けられる。(1人)
R7	改 良 点	<ul style="list-style-type: none"> ・外す時に、ポッチを押せない。(4人) ・取り外すときに落としてしまうと危険。(3人)
	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性は高い。(3人) ・子どもが簡単に外せないのがよい。(2人) ・上に取り付けるので少し力が必要だが、頑丈で、取り付けも回すだけなので楽。

		(1人)
		・サッシのどの位置にはめるのかが分かりやすい。(1人)
		・安定しており、素材もしっかりしている。(1人)
		・鍵が一体なのがよい。(1人)
		・見た目はよい。(1人)
R9	改良点	・溝に入れるのが難しく、取外しはツメの部分を外すのが難しい。(8人) ・鍵そのものは安定感があるが、窓枠が高い位置だと設置が困難。(4人) ・とにかくすべてが分かりづらく、分かってもできない。(2人)
	よい点	・操作は難しいが、固定はしっかりとできている。(1人) ・安定している。(1人) ・スタイリッシュ。(1人)

② 腰窓

〈評価結果〉



〈自由記入欄〉

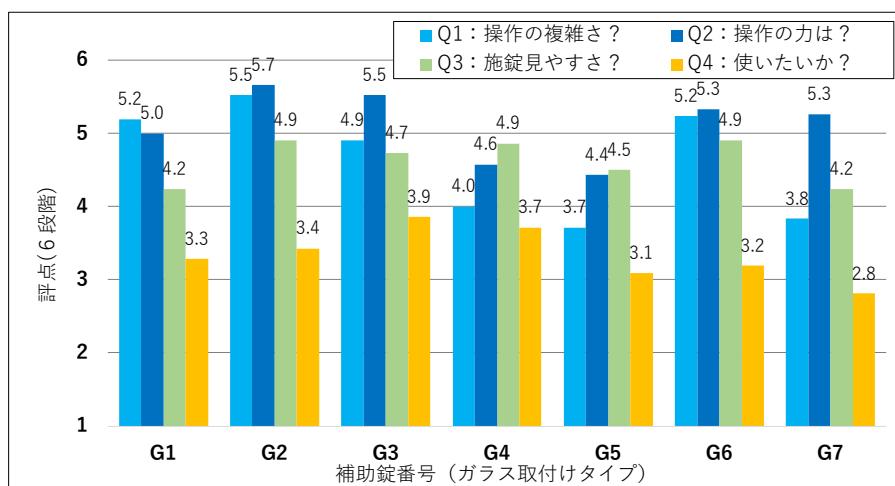
R1	改良点	・何度か開け閉めしているうちにずれて外れてしまいそう。(6人) ・両手で操作しなければならるのは面倒。(3人) ・プラスチック製なので、強度が心配。割れたりヒビが入ったり。(2人) ・設置するときに、床に手が当たるので回しにくかった。(1人)
	よい点	・取扱いは楽。(2人) ・サイズ感がよい。使いやすい。(2人) ・レバーを動かすとパチンと止まり、取り付けた感がある。(1人) ・取付けと取外しが簡単で、強度も高い。(1人)
R2	改	・ゆるい。(9人)

	良点	<ul style="list-style-type: none"> ・強度が弱く、実用には適さない。(5人) ・窓が勢いよく開いたときに落ちそうで不安。(2人)
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・キシキシと音が鳴るのは少し心配だが、取付け・取外しは楽。(2人) ・直感的に操作できる。(1人)
R4	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・窓の開閉時に外れてしまいそう。(8人) ・鍵そのものを落とすと危ない。(1人) ・ゴムが外れやすい。(1人)
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・取り付けが簡単なのはよい。(4人) ・小さくて見た目もシンプル。回すだけだが、強度は高め。(1人) ・ツマミが回しやすい。(1人)
	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵を締めるときに床が傷つきそう(ネジが床に当たるため)。(8人) ・小さな穴にネジを差し込むのは、やりにくい。(6人) ・取り付けににくい上にゆるい。(3人) ・ネジ回しが別だと紛失のおそれがある。(3人) ・六角レンチで取り付けるのが面倒。(3人) ・金属製の角が足元に出っ張っているので、踏んだり手で触るとケガをしそう。(1人)
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・直感的に操作できる。(1人)
R5	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵を失くしてしまいそう。(5人)
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・取り付けやすい。(5人) ・子どもが回せない鍵付きなのがよい。(3人) ・回すだけなので、分かりやすい。(2人) ・パーツが外れるのはよいが、紛失や誤飲のリスクがある。(2人) ・丸みのある形状で、下に付ける場合は安心。(1人) ・使いやすさと強度は満足。(1人)
R6	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・ツマミのロックが小さくて扱いにくい。(6人) ・解除用のツマミはもう少し大きめでやりやすい。(3人) ・頻繁に開閉する窓には向き。(2人) ・ロックの設計が不完全。(1人)
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・取付けは簡単で、頑丈。(7人) ・子どもには開錠しにくい点がよい。(2人) ・付属品がないのがよい。(1人) ・強度がある。(1人)
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・取付けは簡単で、頑丈。(7人) ・子どもには開錠しにくい点がよい。(2人) ・付属品がないのがよい。(1人) ・強度がある。(1人)
R7	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・ツマミのロックが小さくて扱いにくい。(6人) ・解除用のツマミはもう少し大きめでやりやすい。(3人) ・頻繁に開閉する窓には向き。(2人) ・ロックの設計が不完全。(1人)
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・取付けは簡単で、頑丈。(7人) ・子どもには開錠しにくい点がよい。(2人) ・付属品がないのがよい。(1人) ・強度がある。(1人)

R9	改良点	・鍵そのものが重いので落とすとケガをしそう。(5人)
		・引っ掛けているかどうか分かりにくい。引っ掛け具合で外れやすいかもしれない。(3人)
		・見えない溝にフックをかけるのは至難の業。(2人)
		・見た目はよいが、ネジが閉まっているかどうか一目で確認できないので少し不安になる。(1人)
よい点	よい点	・比較的しっかり機能しそう。(2人)
		・開錠のための部品はやや目立つが、操作としてはやりにくくないし、安全性という面ではよい。(2人)
		・小さい子どもに操作ができない点はよい。(1人)

(2) ガラス取付けタイプ

〈評価結果〉



〈自由記入欄〉

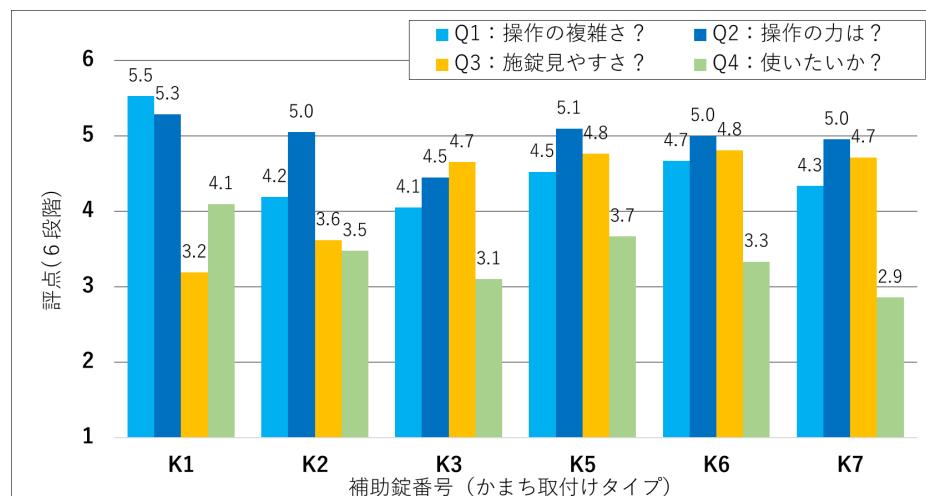
G1	改良点	・子どもが押したらロックが外れそう。(6人)
		・見た目が目立つのが気になる。大きな鍵なので。(5人)
		・機能の割に付け方が複雑。(3人)
		・使い方が面倒。2つ付ける必要があるのだろうか。(2人)
		・上下のスイッチを入れるコツが必要かもしれない。(1人)
		・幅の調整ができるのはよいが、設置位置によって部品が落下する可能性がある。(1人)
よい点	よい点	・サッシに当たる部分がゴムなのがよい。(2人)
		・使用方法が分かりやすい。(1人)
		・操作しやすい。幅広で、安心感がある。(1人)

		<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック素材なので、金属より優しい感じがしてよい。(1人)
G2	改 良 点	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製なので、どれくらいの期間使用できるのか不安がある。(5人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・強い力で窓を開けたり閉めたりすると壊れそう(子どもは力一杯開け閉めをするので)。(5人)
	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に同じタイプを使っている。付け外しが簡単なのはよいが、すぐに壊れないか心配。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・使いやすい。(4人) ・デザインと素材がよい。(3人) ・目立たない点はよい。(1人) ・直感的に操作できる。(1人)
G3	改 良 点	<ul style="list-style-type: none"> ・使い勝手はよいが、破損しやすそう。(7人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・強い力で窓を開けたり閉めたりすると壊れそう。(2人)
	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ストッパーがきちんと止まっているかどうか分からず不安。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・小さくてシンプル(なので使ってもよい)。(4人) ・素材がプラスチックでよい。(1人) ・施錠も開錠も直感的に分かった。(1人) ・見た目がよい。(1人)
G4	改 良 点	<ul style="list-style-type: none"> ・開錠方法が分かりにくい。(5人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスの中央あたりに設置する場合、見た目が良くない。(3人)
	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化しそう。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・開けにくいところがよい。(3人) ・使用方法が分かりやすい。(2人) ・説明が書かれているのがよい。(1人) ・便利に使えそう。(2人) ・開閉の位置を2箇所に設置できて便利。(1人) ・しっかりしていて安心感がある。(1人)
G5	改 良 点	<ul style="list-style-type: none"> ・赤いロック部分がすぐに取れそう。(6人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・施錠時も解除時も両手を使う必要があるので、面倒。(5人)
	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・力は必要ないが、赤いボタンの操作が細かい。(4人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・赤いボタンが目立って、部屋に溶け込まない。(2人)
G6	よ い 点	<ul style="list-style-type: none"> ・仕組みが分かりやすい。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・開放幅を選べる点がよい。(2人)
	改 良	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが扱いにくい工夫がされている点がよい。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・使わない時は窓を大きく開けられる点がよい。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・換気ができる。(1人)
	改 良	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製で角が鋭く、危険。(5人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・金属製のエッジが少し危なく感じた。サッシのかまちに金属部分が当たり、傷が

点	つきそう。(4人)
	・簡単に解除できてしまう。(2人)
	・力いっぱいドア開けた時に、折り曲がらないか心配。(1人)
よい点	・大変使いやすい。(3人)
	・使い方がすぐに分かる。(3人)
	・とても楽。セットするのを忘れることも発生しないので安心。(1人)
	・シンプルでよい。(1人)
	・触っても鋭利ではなく、指に優しい。(1人)
改良点	・ロックが外れる心配があるような気がする。(5人)
	・上に付けると操作がしにくそう。下に付けると、特に掃き出し窓だと足で踏んだりしてしまいそう。(4人)
G7 よい点	・セットしやすい。(2人)
	・一つで両方の窓が開かなくなるのはよいが、見た目はよくない。施錠も面倒。(1人)
	・シールが付いているので、離れて分かりやすい。(1人)

(3) かまち取付けタイプ

〈評価結果〉



〈自由記入欄〉

K1 改良点	・窓のかまち部分に傷がつきそうのが気になる。(1人)
	・操作が簡単でスピードに取り付けられるのはよいが、ツメがあまり長くないのでちゃんと引っ掛かっているか心配。(1人)
	・シンプルだが、換気がしにくいかも。(1人)
よ	・開ける幅が決まっていれば、シンプルで使いやすい。(3人)

	いい点	<ul style="list-style-type: none"> ・オンオフが簡単でよい。(2人) ・一番よい。(1人) ・高い場所に付けるのであれば、操作もシンプルで使いやすい。(1人)
K2	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・上に付ける時は力が入れにくいかもしない。特にツマミが回しにくい。(1人) ・操作性は悪くないが、他にもっとシンプルなものがあるので購入しないと思う。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・きちんとロックされているか少し心配。見た目がチープ。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・実際に使っている。使いやすいが扉を閉めるときに勝手に閉まってしまうことがある。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもには開けにくいと思う。(2人)
K3	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・窓上部に付ける場合も力は必要なく、扱いやすい。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・上に付ける場合、高いと施錠も解除をしにくそう。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・きちんとついているかどうか、近くで確認する必要がある。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・安定感はあったが、ロック部分が外れてしまうのは不便。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・加工が雑。面取りしていないので、ケガの可能性がある。(1人)
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・つまみの操作が面倒。ロックのつまみは紛失しそう。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・施錠も開錠も直感的に分かった。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・台座が小さい点がよい。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・サッシの色に近いので、目立たない。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルな作りだが、子どもが使いにくい工夫はある。(1人)
K5	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・遠くからでも施錠状態が分かるので安心。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・部品を取り外すのが面倒。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・位置の延長可能な点は利点。(3人)
K6	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・固定する位置を選べるので、換気の量も変えられる。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・横長でロックされる部分が長いので、安心感がある。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面に出っ張りが出てしまうところが好きではない。(1人)
K7	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・ロックが簡単に外れるので、子どもには不向き。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・付けやすい。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・土台の大きさが気にならなければ、開口幅も変えられるのでよいと思う。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・固定力がある。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・落ちてしまわないか心配。(2人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・安定感はあった。しかし、ロック部分を取り外すものは、それを失くさないよう気を付ける必要がある。(1人)
		<ul style="list-style-type: none"> ・窓の開閉時にいちいち外さなければならないので大変。(1人)

		・コンパクトな分、引っ掛けりが甘いことがありそう。ロックが十分でない状態があった。
	よい点	<ul style="list-style-type: none"> ・見た目や作りがシンプル。開閉時に安定感がある。(3人) ・開口幅を調整できるのがよい。(1人)
K9	改良点	<ul style="list-style-type: none"> ・サッシの上部に引っ掛けるのが難しい。(1人) ・きちんと引っ掛けたかどうかが分からない。(1人) ・見えないところに引っ掛けるのは至難の業。(1人)
	よい点	(記述無し)